

12月定例会の議決結果は以下のようになりました。

(11月30日～12月11日) 12日間

◎は全会一致

| 番 号 | 件 名 | 審議結果 | 議決結果 |
|---------------|---|------|------|
| 市長提出議案 | | | |
| 予算 | 87号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(令和2年度つがる市一般会計補正予算(第7号)) | ◎ | 承認 |
| | 88号 令和2年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案 | ◎ | 可決 |
| | 89号 令和2年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案 | ◎ | 可決 |
| | 90号 令和2年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案 | ◎ | 可決 |
| | 91号 令和2年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第3号)案 | ◎ | 可決 |
| | 92号 令和2年度つがる市下水道事業会計補正予算(第2号)案 | ◎ | 可決 |
| 条例 | 93号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 94号 つがる市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 95号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 96号 つがる市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 97号 つがる市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 98号 つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 99号 つがる市漁港管理条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 100号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 101号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 102号 つがる市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 103号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| | 104号 つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案 | ◎ | 可決 |
| 指定管理 | 105号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市木造ふれ愛センター) | ◎ | 可決 |
| | 106号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市三ツ館コミュニティセンター〔はすの館〕) | ◎ | 可決 |
| | 107号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市車力集出荷貯蔵施設、つがる市車力野菜集出荷所、つがる市車力集出荷(予冷)施設、つがる市車力野菜貯蔵施設及びつがる市車力農業用機械格納庫) | ◎ | 可決 |
| | 108号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市稲垣交流センター) | ◎ | 可決 |
| | 109号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市稲穂いこいの里) | ◎ | 可決 |
| | 110号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市斎場及びつがる市車力斎場) | ◎ | 可決 |
| | 111号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市稲垣体育館及びつがる市稲垣体育センター) | ◎ | 可決 |
| | 112号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市立図書館) | ◎ | 可決 |
| | 113号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市牛瀨公民館、つがる市車力体育センター及びつがる市立車力柔剣道場) | ◎ | 可決 |
| 人事 | 114号 つがる市農業委員会委員の任命につき同意を求めるの件 | ◎ | 同意 |
| その他 | 115号 工事の請負契約の件((仮称)つがる市総合体育館建設工事) | ◎ | 可決 |
| 諮問 | 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件 | ◎ | 適任 |
| 請 願 | | | |
| 請願 | 1号 つがる市ふるさと創生物産広場等施設整備に関する請願書 | ◎ | 採択 |

提出された議案の中から**ピックアップ**

議案第93号～95号

つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案ほか2件

1 期末手当の支給割合が引き下げられます

◇青森県人事委員会からの勧告に基づき、市長はじめ特別職、議員および市職員の期末手当の支給割合を引き下げするため改正するものです。

期末手当の支給割合を年間0・05カ月引き下げ、減額となる金額は特別職で総額約12万円、議員では総額約38万円、市職員では総額約713万円となり合計763万円の予算が減額となります。



議案第114号
つがる市農業委員会委員の任命につき同意を求めるの件

2 農業委員会委員の任命について同意しました

任期
令和3年2月11日から令和6年2月10日まで

| 番号 | 氏名 | 性別 | 新任・再任 | 地区 |
|----|---------|----|-------|----|
| 15 | 三橋 弘さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 14 | 盛り 行春さん | 男 | 再任 | 森田 |
| 13 | 福井 清光さん | 男 | 再任 | 稲垣 |
| 12 | 鎌田 誠さん | 男 | 再任 | 森田 |
| 11 | 今 輝義さん | 男 | 再任 | 森田 |
| 10 | 杉森 広宣さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 9 | 工藤しのぶさん | 女 | 再任 | 稲垣 |
| 8 | 秋田谷廣次さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 7 | 葛西 勝久さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 6 | 菊池 昭二さん | 男 | 再任 | 柏 |
| 5 | 三橋 衛さん | 男 | 新任 | 木造 |
| 4 | 吉田 秀美さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 3 | 野宮富喜子さん | 女 | 再任 | 車力 |
| 2 | 笠井 正己さん | 男 | 再任 | 稲垣 |
| 1 | 古坂 勇樹さん | 男 | 新任 | 柏 |

| 番号 | 氏名 | 性別 | 新任・再任 | 地区 |
|----|---------|----|-------|----|
| 36 | 工藤 育江さん | 女 | 再任 | 柏 |
| 35 | 太田 善造さん | 男 | 新任 | 木造 |
| 34 | 田戸岡 誠さん | 男 | 新任 | 木造 |
| 33 | 成田 金春さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 32 | 新岡 亮さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 31 | 浅見 春樹さん | 男 | 再任 | 森田 |
| 30 | 羽場 晃さん | 男 | 再任 | 車力 |
| 29 | 神 文敏さん | 男 | 再任 | 柏 |
| 28 | 山本 康樹さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 27 | 横山 治彦さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 26 | 工藤 幸さん | 男 | 再任 | 車力 |
| 25 | 福井二三夫さん | 男 | 再任 | 稲垣 |
| 24 | 稲葉 武彦さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 23 | 工藤 正樹さん | 男 | 再任 | 車力 |
| 22 | 藤本 正彦さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 21 | 小山内 壽さん | 男 | 再任 | 車力 |
| 20 | 長谷川秀樹さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 19 | 工藤 恒實さん | 男 | 再任 | 車力 |
| 18 | 長谷川一幸さん | 男 | 再任 | 木造 |
| 17 | 成田 清繁さん | 男 | 再任 | 稲垣 |
| 16 | 斉藤 鉄男さん | 男 | 再任 | 稲垣 |

3
（仮称）つがる市総合体育館が
建設されます

| 名称 | 場所 | 契約の相手方 | 請負金額 | 工期 | 契約の方法 |
|-------------------|------------|---|-----------------|-----------------------------|---------------------------|
| （仮称）つがる市総合体育館建設工事 | つがる市木造若緑地内 | 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目4番33号 竹中工務店・伊藤鋳業特定建設工事 共同企業体 （株）竹中工務店 東北支店 支店長 鈴木 一巳 | 60億820万円（消費税込み） | 令和2年12月12日から 令和5年1月16日まで | 総合評価落札方式による条件付き 一般競争入札 |

※総合評価落札方式とは…入札価格のほか、技術者配点等の合計点数の最も高い者を落札者とする方法。



建物概要

| 敷地面積 | 面積 | | 構造・規模 |
|-----------|------------|------------|---|
| | 延床面積 | 建築面積 | |
| 50028.21㎡ | 計 | 計 | 体育館 RC造2F建て、一部S造 （耐火建築物） キャノピー（車寄せ） 平屋建てアルミニウム合金造 （その他建築物） |
| | 体育館 | 体育館 | |
| | キャノピー（車寄せ） | キャノピー（車寄せ） | |
| | 10794.84㎡ | 8267.53㎡ | |
| | 3552.55㎡ | 112.02㎡ | |
| | 7242.29㎡ | 8155.51㎡ | |

諮問

諮問第3号

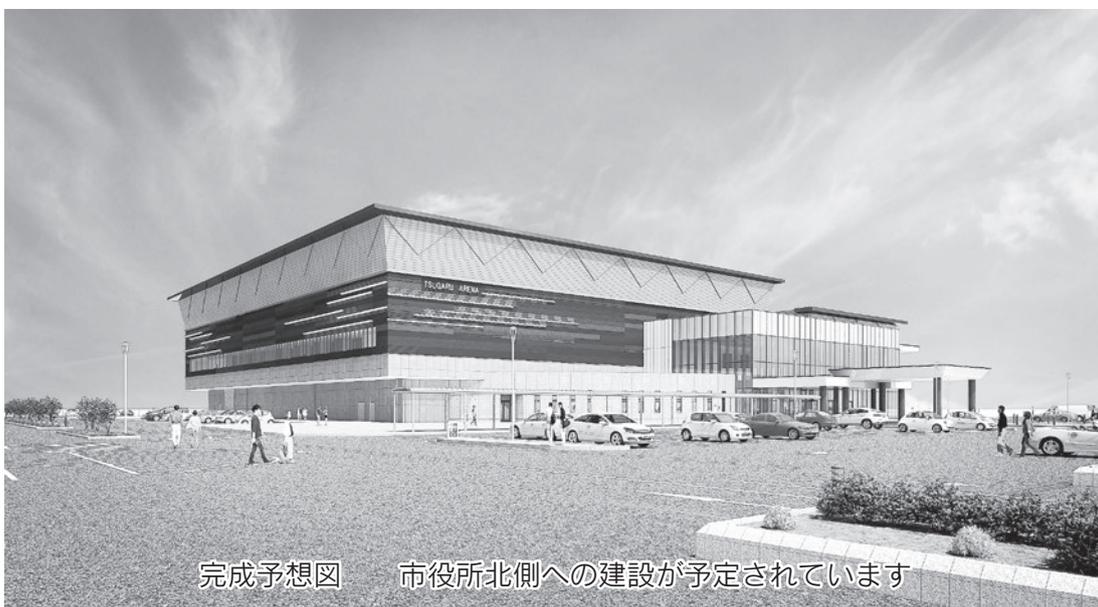
◎人権擁護委員

次の方が適任と答申されました。

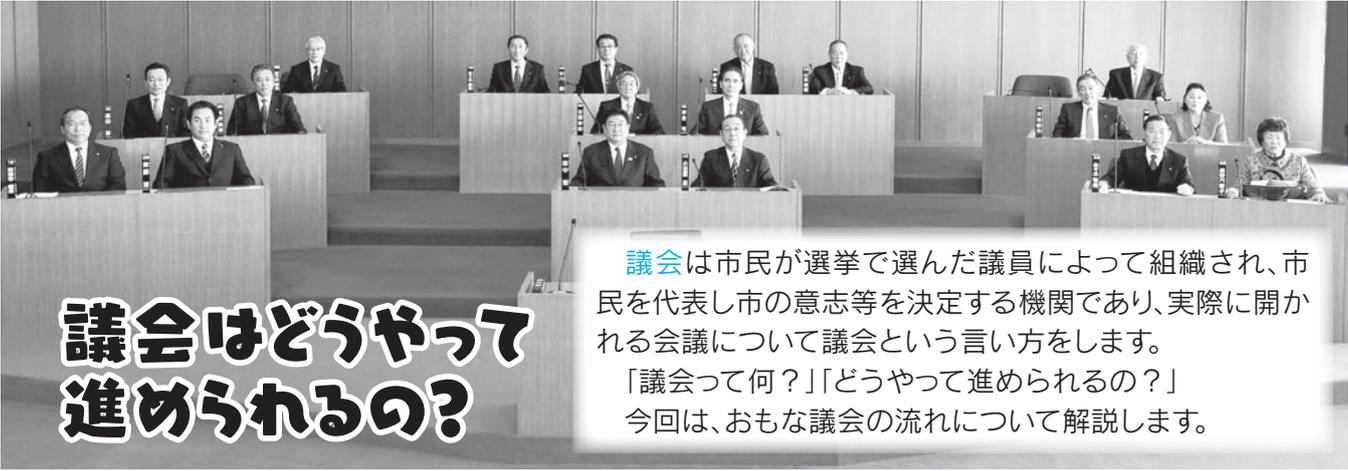
平田 昌子さん（再任・木造）

任期 令和3年4月1日から

令和6年3月31日まで



完成予想図 市役所北側への建設が予定されています



議会はどうやって進められるの？

議会は市民が選挙で選んだ議員によって組織され、市民を代表し市の意志等を決定する機関であり、実際に開かれる会議について議会という言い方をします。「議会って何？」「どうやって進められるの？」今回は、おもな議会の流れについて解説します。

おもな定例会の流れ

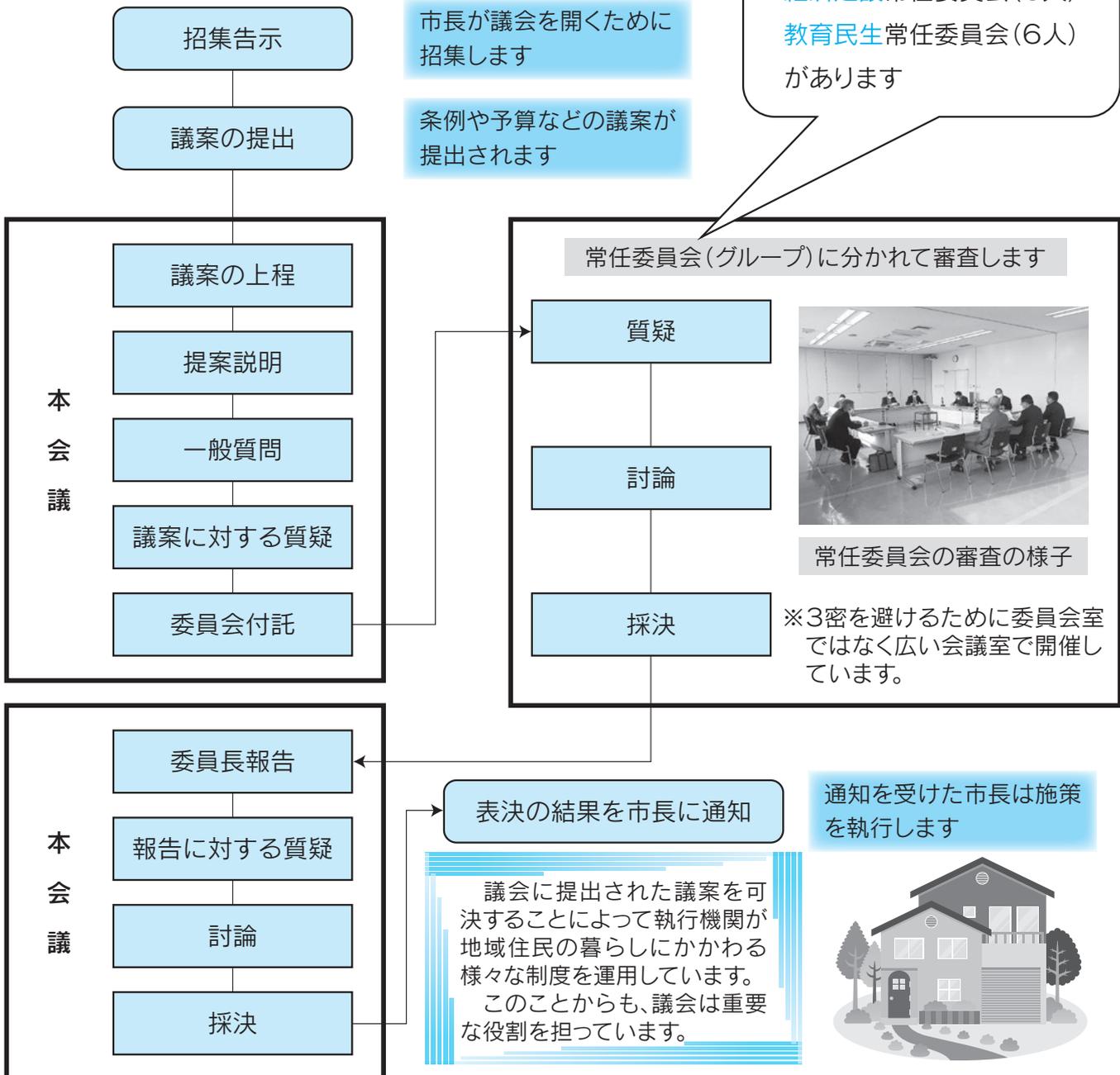
定例会は3月、6月、9月、12月に開会する議会です



常任委員会には
総務常任委員会(6人)
経済建設常任委員会(6人)
教育民生常任委員会(6人)
 があります

市長が議会を開くために招集します

条例や予算などの議案が提出されます



常任委員会(グループ)に分かれて審査します

質疑

討論

採決



常任委員会の審査の様子

※3密を避けるために委員会室ではなく広い会議室で開催しています。

表決の結果を市長に通知

通知を受けた市長は施策を執行します

議会に提出された議案を可決することによって執行機関が地域住民の暮らしにかかわる様々な制度を運用しています。このことから、議会は重要な役割を担っています。

